

付

編

付編 南海トラフ地震等防災対策

付

編

第1章 対策の考え方

第1節 南海トラフ地震等防災対策

東京都地域防災計画震災編（令和7年修正）では、南海トラフ地震等防災対策について、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めている。

区部・多摩地域の震度は、ごく一部の地域で震度6弱となるものの、ほとんどの地域で震度5強以下となる。昭島市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での推進地域及び特別強化地域には指定されていない。そこで、南海トラフ地震等防災対策については、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とした第1部から第3部を準用するものとする。

第2節 東海地震事前対策等

東海地震事前対策は、東海地震に関連する予知情報等が発令された場合、東京都、市区町村及び各防災機関が一体となって地震被害の防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。

東京都では、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条に基づき、東京都防災会議が策定する地震防災強化計画による対策を進めているが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない本市においても、警戒宣言等が発せられた場合の必要な措置について定めるものとする。

第3節 基本的な考え方

東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた。

しかし、中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換された。（従前は、前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、通常とは異なる変化が観測された場合に「東海地震に関連する情報」が気象庁から発表されていた。）

令和元年5月31日より、「南海トラフ地震に関連する情報」の種類として、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表が開始された。

本計画は、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の警戒宣言時等に関する対策を次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 市の機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、警戒宣言、地震予知情報発表に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置を行う。
- 2 東海地震による被害を最小限に食い止めるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する。
- 3 本計画は、地震の発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込む。
- 4 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本計画の予防計画及び地震応急対策計画で対処する。
- 5 市の地域は、強化地域ではないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものとする。
- 6 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別に対応をとるものとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があることから、対策の優先度を配慮する。
 - (3) 市及び関係防災機関並びに隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第4節 前提条件

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

- 1 東海地震が発生した場合、東京都において予想される震度は震度5弱程度（地域によって5強）である。
- 2 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は、大きく様相が異なることが予想される。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時から午後2時まで）と想定する。ただし、各機関において対策を遂行するうえで特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第2章 関係機関の業務大綱

市、都、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、第1部第3章「市、関係機関等の業務大綱」に準じて、警戒宣言に伴う事務を行う。

第3章 事前の備え

第1節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように不斷に地震に関する情報提供を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

1 広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・予想震度・警戒宣言にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

(1) 基本的流れ

広報の基本的流れは、平常時、注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、警戒宣言が発せられた時から発災まで、注意情報が解除された時とし、多摩地域については、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具類の転倒・落下・移動防止などの安全対策とともに、住民の不安解消のための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

- ア 東海地震についての教育、啓発及び指導
- イ 東海地震に関する調査情報（臨時）・注意情報についての広報
- ウ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- エ 東京の予想震度、被害程度
- オ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- カ 住民の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
 - (ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - (イ) 道路交通の混乱防止のための広報
 - (ウ) 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - (エ) 買い急ぎによる混乱防止の広報
 - (オ) 預貯金引出などによる混乱防止の広報
- キ 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれがなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

(3) 広報手段

- ア テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報
- イ インターネット等による速報的な広報
- ウ 広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報

(4) 広報の方法

- ア 印刷物による広報
 - 「広報あきしま」をはじめ、各種印刷物により防災知識の普及を図る。
- イ インターネット等による広報

市のホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

2 幼児・児童・生徒等に対する啓発・指導

市及び学校は、次の事項について、幼児、児童、生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対して連絡の徹底を図る。

(1) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

ア 地震発生時の安全行動

イ 登下校（園）時等の安全行動等

(2) 教育指導方法

ア 児童・生徒に対しては、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

イ 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。

ウ 保護者に対しては、PTA活動等を通じて周知徹底を図る。

3 市民に対する啓発

市及び防災関係機関は、それぞれが開催する各種防災講習会等を通じ、東海地震の基本的事項、警戒宣言の内容、自主防災組織がとるべき措置等について啓発を行う。

4 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動がとれるように事前に次の事項について教育指導を行う。

(1) 教育指導事項

ア 東海地震に関する基本的事項

イ 道路交通の概況と交通規制の実施方法

ウ 自動車運転者のとるべき措置

エ その他の防災措置等

(2) 教育指導の方法

ア 運転免許更新時の講習

イ 安全運転管理者講習

ウ 自動車教習所における教育、指導

第2節 事業所に対する指導

防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関して、消防計画等の作成等の指導を行うものとする。

1 対象事業所

(1) 一般事業所

所管機関	対象事業所
昭島消防署	東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

昭島消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、あわせて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

(2) 特定事業所

所管機関	対象事業所
昭島消防署	危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所
都環境局	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 (2) 高圧ガス貯蔵所 (3) 特定高圧ガス消費者 2 火薬類取締法の適用事業所
多摩立川保健所	1 毒物劇物取締法の適用事業所 2 R I (ラジオアイソトープ) 使用医療機関

2 事業所指導の内容

昭島消防署	1 消防計画等に定める事項 (1) 警戒宣言及び地震予知・情報等の伝達及び情報収集に関する事。 (2) 火気の取扱いの中止等出火防止措置に関する事。 (3) 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関する事。 (4) 従業員の時差退社に関する事。 (5) 自衛消防組織の編成及び活動要領に関する事。 (6) 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関する事。 (7) 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関する事。
-------	---

	<p>(8) 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。</p> <p>(9) その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。</p> <p>2 予防規程に定める事項 (危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。)</p> <p>(1) 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関すること。</p> <p>(2) 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること。</p> <p>(3) 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検、配置、その他の措置に関すること。</p> <p>(4) 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。</p> <p>(5) 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。</p> <p>(6) 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。</p> <p>(7) 消火のための設備装置の点検その他の措置に関すること。</p> <p>(8) 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。</p> <p>(9) タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。</p> <p>(10) 地域住民に対する広報に関すること。</p> <p>(11) その他地震防災上必要な措置に関すること。</p>
都 環 境 局	<p>1 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項</p> <p>2 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項</p>
多 摩 立 川 保 健 所	<p>毒物劇物施設 毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の対応措置について指導する。</p> <p>1 貯蔵施設等の緊急点検</p> <p>2 巡視</p> <p>3 充てん作業、移換え作業等の停止</p> <p>4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置</p>

3 事業所防災計画の作成

事業所は、警戒宣言発令時の対応措置に関して事業所防災計画、予防規程、消防計画及び共同防火管理協議事項において次の項目について定めておくものとする。

- (1) 防災体制の確立
自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
- (2) 情報の収集伝達等
 - ア テレビ、ラジオ等による情報の伝達
 - イ 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
 - ウ 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
 - エ 従業員、買い物客等その他事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策等の樹立

- (3) 安全対策面からの営業の方針
- (4) 出火防止及び初期消火
 - ア 不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
 - イ 近距離通勤者に対する徒步帰宅
 - ウ 火気使用設備器具の使用制限
 - エ 危険物、薬品等の安全措置
 - オ 消防用設備等の点検
 - カ 初期消火態勢の確保
 - キ その他消防計画等に定める事項の徹底
- (5) 危害防止
 - ア 商品、設備器具等の転倒、落下防止措置
 - イ その他事業内容から災害予防に必要な処置
- (6) 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立

第3節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災機関別訓練を実施する。

区分	機関	内 容
総合防災訓練	市	<p>注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市及び関係防災機関は、迅速かつ正確に防災措置及び防災活動を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を行う。</p> <p>そのため必要な組織及び実施方法等の計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ、訓練を実施し、実践的能力のかん養に努める。</p> <p>1 参加機関 市、昭島消防署、昭島警察署、消防団、その他関係防災機関、住民、関係団体等</p> <p>2 訓練項目 非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、総合現地訓練、要配慮者避難誘導訓練</p>
消防訓練	昭島消防署	<p>警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <p>1 参加機関 消防団、住民及び事業所、その他関係防災機関、災害時支援ボランティア</p> <p>2 訓練項目 (1) 消防機関の訓練 (2) 住民及び事業所が参加する訓練 (3) その他関係機関との連携訓練 (4) (1)から(3)までの総合訓練</p> <p>3 訓練の種別 非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、震災警防本部等運営訓練、部隊編成及び部隊運用訓練、消防団との連携訓練、協定締結等の民間団体との連携訓練</p> <p>4 実施回数及び実施場所 市の総合防災訓練に参加するほか、必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
その他の関係機関の訓練	東京電力グループ	<p>大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの</p> <p>また、市の総合防災訓練に積極的に参加する。</p>

昭島ガス	<p>警戒宣言の発令に備え、防災措置の万全を期するため、社員及び協力会社社員に対し、防災週間、火災予防運動、防災の日等を中心に次の訓練を行うほか、東京都及び昭島市の行う防災訓練に積極的に参加する。</p> <p>【訓練の種別】</p> <p>社員の招集、伝達訓練、無線機等の使用訓練、情報の収集、伝達訓練、広報訓練、バルブ・配管の点検整備等応急措置訓練、資機材の点検と使用訓練、班員指揮訓練、その他警戒宣言発令時の防災措置に関する訓練</p>
JR・西武鉄道	<p>防災対策に従事する従業員に対し防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施する。</p> <p>【訓練の種別】</p> <p>非常招集訓練、情報連絡訓練、旅客誘導案内訓練、各担当業務に必要な防災訓練</p> <p>また、市が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識技能の修得を図る。</p>
NTT東日本	<p>大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 <p>市の総合防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p>

第4章 調査情報（臨時）及び注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

気象庁が常時監視している観測データに異常が認められた場合、それが大地震の前ぶれかどうかについて判定会が開催され、大規模な地震に結びつくかどうか分析が行われることになっている。

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、地震情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、「調査情報（臨時）」「注意情報」の発表に当たって必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 調査情報（臨時）発表時の対応

調査情報(定例)は、毎月の定例の判定会で評価した調査結果の発表であり、原則特別な対応は行わない。

調査情報（臨時）が発表された場合、市は次のとおり対応する。

情 報 名	内 容	市の対応
東海地震に関連する調査情報 (臨時) カラーレベル 青	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合にその変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が発表される。	防災安全課職員は、都や関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて府内放送等により職員に情報を提供する。

国、都、市では情報収集の体制をとるが、市民は、テレビやラジオの情報に注意しつつ、平常どおりの生活を送る。

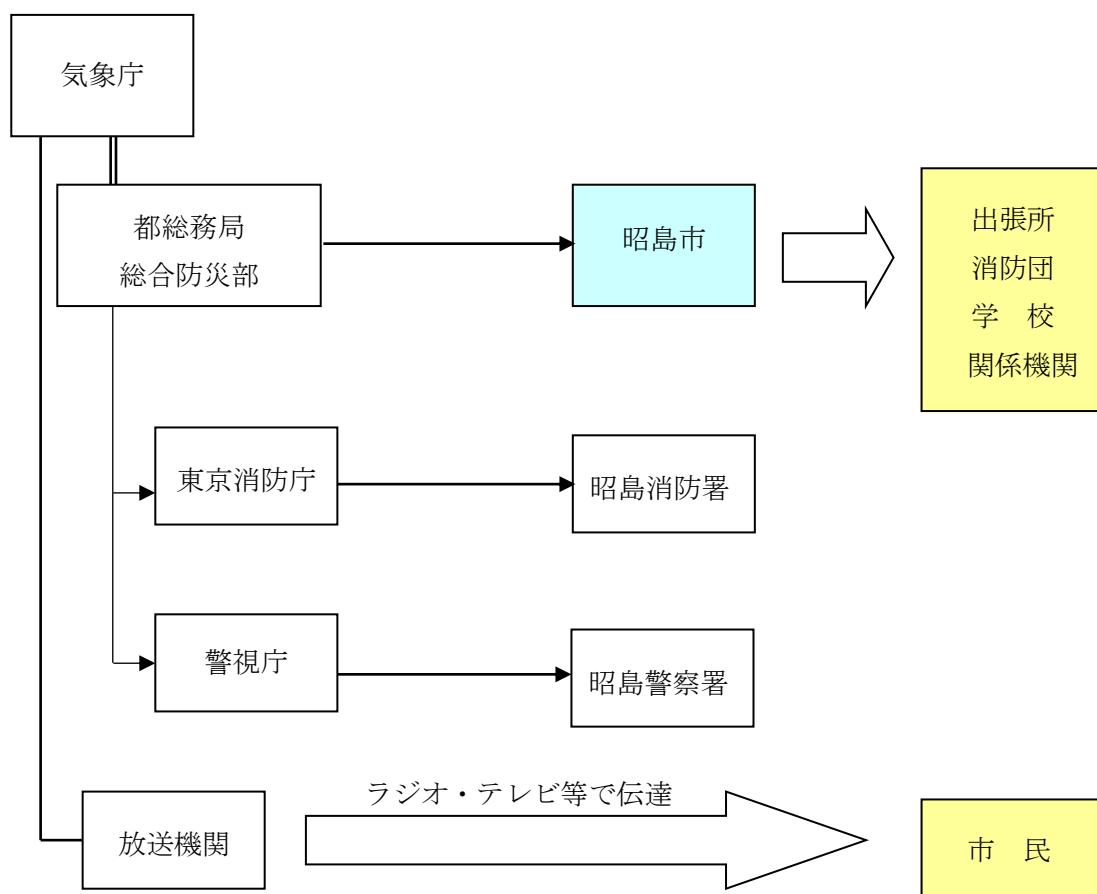
第2節 注意情報発表時の対応

市及び防災機関は、注意情報が伝達された場合は相互に連携し、社会的混乱に備え必要な対応を図るものとする。

情 報 名	内 容	市 の 対 応
東海地震注意情報 カラーレベル 黄	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。	本計画、第5部第2章「市の危機管理体制」を準用し、必要に応じて職員を招集する。

1 関係機関への伝達系統

注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。また、各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。



2 情報の伝達態勢

区分	機関
市	<p>1 勤務時間内</p> <p>(1) 危機管理担当部長（不在の場合は防災安全課長）は、都総務局から注意情報の伝達を受けた時は、直ちに、その旨を市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び各部長（議会事務局、監査事務局、農業委員会、選挙管理委員会事務局にあっては事務局長）並びに消防団長へ伝達する。</p> <p>(2) 各部長は、部内各課長及び出先事業所等の長へ伝達する。</p> <p>(3) 各課長（出先事業所等の長を含む。）は、全職員に伝達するとともに、所管事業上特に伝達が必要な関係機関に対し周知する。</p> <p>(4) 防災行政無線等により市施設等に対する伝達は報道開始後に行うものとする。</p> <p>(5) 一般市民への伝達は、原則として報道機関を通じて行うが、混乱防止のうえで特に必要と認めた場合は、注意情報発表後に冷静な行動を促す広報を行う。</p> <p>(6) 教育長は、市立学校長に情報を伝達する。</p> <p>2 勤務時間外</p> <p>都総務局総合防災部から注意情報の伝達を受けた警備員は、直ちに危機管理担当部長（不在の時は防災安全課長）に伝達し、危機管理担当部長又は防災安全課長は、市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。</p> <p>職員への伝達は、各部の緊急連絡網によって行う。</p>
昭島警察署	昭島警察署は、警視庁から注意情報の伝達を受けた時は、直ちにその旨を署内及び交番等へ伝達する。
昭島消防署	昭島消防署は、東京消防庁から注意情報の伝達を受けた時は、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により署内及び各出張所へ伝達する。
その他の防災機関	注意情報の伝達を受けた時は、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

注1 公私立幼稚園、保育園、小中学校に対しては、報道機関の報道開始と同時に伝達するものとする。

注2 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

3 伝達事項

市及び関係防災機関は、注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを併せて伝達する。判定会が開催され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢及び緊急措置を解除する旨の指示を速やかに伝達する。

4 活動体制

市及び防災関係機関は、注意情報を受けた場合、災害対策本部等の設置準備のため必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な防災活動を行うものとする。

機 関	内 容
市	<p>1 市本部の設置準備 市は、注意情報の発表があった場合は、直ちに情報連絡体制をとるとともに、市本部設置の準備を行う。</p> <p>2 職員の配備体制 職員の配備体制は、第2非常配備体制とする。なお、職員招集は、各部で定める情報伝達経路により指示するものとする。</p> <p>3 所掌事務 市本部が設置されるまでの間、防災安全課は、関係機関の協力を得て次の事務を行う。</p> <p>(1) 注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達</p> <p>(2) 社会的混乱防止のための広報</p> <p>(3) 都及び関係防災機関との連絡調整</p>
消防団	<p>1 消防団員の配備体制 団員の配備体制は、第2非常配備体制とする。</p> <p>2 消防団本部の設置</p> <p>3 関係機関からの情報収集体制の確立</p> <p>4 その他必要な事項</p>
昭島警察署	<p>1 警備本部の設置 現場警備本部を設置し、指揮体制を確立する。</p> <p>2 署員の参集 署員は、注意情報発表の事実を知ったときは、速やかに自署所属に参集する。</p> <p>3 部隊編成 当務員及び自主参集した署員をもって部隊編成をして出動に備える。</p>
昭島消防署	<p>注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。</p> <p>1 震災態勢</p> <p>(1) 情報収集体制を強化</p> <p>(2) 震災対策資器材等の準備</p> <p>2 震災非常配備態勢 主に次の対策をとる。</p> <p>(1) 全職員の非常招集</p> <p>(2) 震災消防活動部隊の編成</p> <p>(3) 市本部への職員の派遣</p> <p>(4) 救急医療情報の収集体制の強化</p> <p>(5) 救急・救助資器材の確保</p> <p>(6) 情報受信体制の強化</p> <p>(7) 高所見張員の派遣</p> <p>(8) 出火防止、初期消火等の広報の準備</p> <p>(9) その他消防活動上必要な情報の収集</p>

5 関係機関の組織の対応

関係機関の注意情報発表時の対応は、次のとおりとする。

機 関	内 容
J R 東日本 各 駅	各駅は、地震防災対策を実施する。
西武鉄道	警戒宣言の発令に備え指定された場所へ出動するものとする。
N T T 東日本	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため、状況の把握及び情報の収集を行う。
その 他 の 機 関	関係機関は要員を非常招集し、待機態勢をとるものとする。

6 広報の内容

注意情報は、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表されるものであり、この時期はデータ分析を行っている段階である。このため、この時期の広報は、社会的混乱を防止するため、住民等に対し注意情報の内容とその意味を分かりやすく周知し、住民の冷静な対応を呼びかける内容の広報を行う。

7 混乱防止措置

市及び関係機関は、注意情報が発表されたときは、混乱発生を防止するため、次の措置を実施する。

機 関	内 容
市	<p>1 対応措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (2) 各防災機関等が実施する混乱防止の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項 <p>2 対応機関</p> <p>都及び防災関係機関の協力を得て対処する。</p>
昭島警察署	<p>【主要駅の警備】</p> <p>注意情報発表後あらゆる手段を用いて、正確な情報収集に努め、混乱の予想される駅及び混乱の発生した駅等に部隊を配備する。</p>
J R 東日本	<p>1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。</p> <p>2 八王子支社社員等を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。</p> <p>3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて状況判断を早めに行い、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。

西武鉄道	<p>1 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。</p> <p>(1) 揭示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。</p> <p>2 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。</p>
NTT 東日本	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <p>1 情報収集と伝達</p> <p>2 通信の利用制限等の措置</p> <p>3 災害用伝言ダイヤルの提供準備</p> <p>4 対策要員の確保及び広域応援</p> <p>5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</p> <p>6 通信建物、設備等の巡視と点検</p> <p>7 工事中の設備に対する安全措置</p> <p>8 社員の安全確保</p>

第5章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

市は、警戒宣言が発せられたときは、社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる。本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定める。

第1節 活動態勢

1 市の活動態勢

(1) 市本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

(2) 設置場所

市本部は、市役所本庁舎に設置する。

(3) 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、昭島市災害対策本部条例、昭島市災害対策本部条例施行規則等の定めるところによるが、その組織は、第3部第1章第1節「市災害対策本部の組織及び運営」を準用する。

(4) 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ウ 生活物資等の動向及び調達準備態勢の決定
- エ 防災機関の業務に係る連絡調整
- オ 市民への情報提供

(5) 配備態勢

警戒宣言時における市本部の非常配備態勢は、原則として第2非常配備態勢とする。

(6) 市消防団の活動体制

市消防団は、「警戒宣言に伴う消防団の活動計画」に基づいて出動する。

2 防災機関等の活動態勢

災害対策基本法第2条に定める指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の活動は次のとおりとする。

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、都防災計画及び市防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。
- (2) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織並びに防災対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておくものとする。
- (3) 市内の公共団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより防災対策を実施するとともに、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力するものとする。

3 防災関係機関の相互協力

警戒宣言時の防災活動は、単一の防災機関のみでは十分でない場合もあることから、各防災機関は平素から関係機関と協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。

4 東京都への協力要請

防災機関等の長又は代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災機関等の応援あっせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。

- (1) 応援を求める理由（あっせんを求める理由）
- (2) 応援を希望する機関名（応援のあっせんを求めるときのみ）
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする日時、期間
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

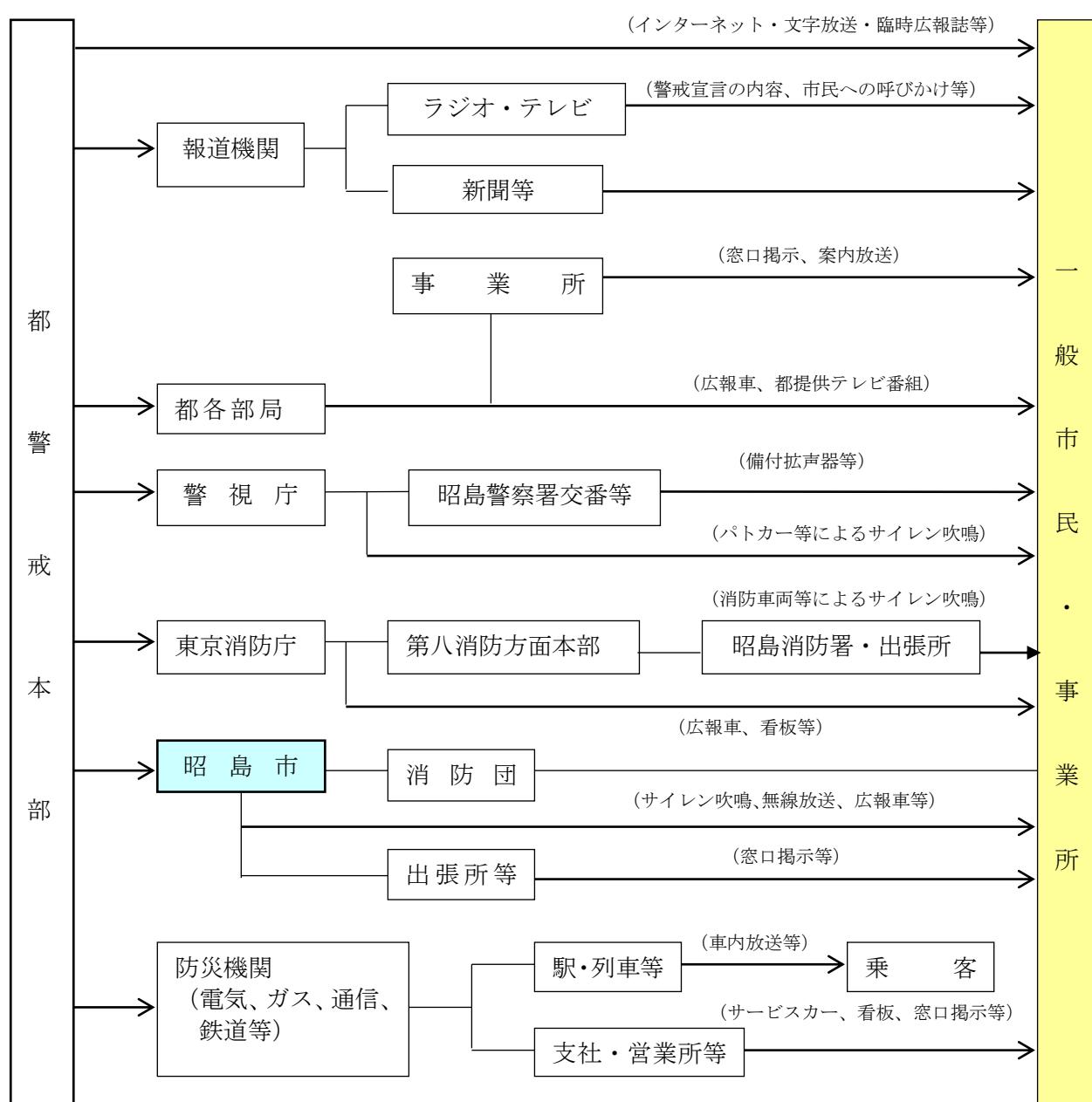
防災関係機関は、警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する。

1 警戒宣言の伝達等

(1) 関係機関への伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の市民への伝達経路及び伝達手段は、次の表のとおりとする。

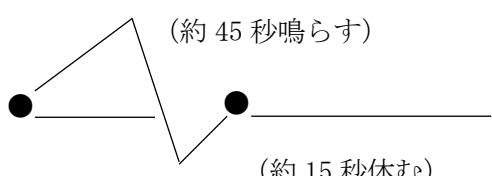
【市民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段】



(2) 伝達態勢

機 関	内 容
市	<p>1 市は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を、防災行政無線、電話及びその他の手段により、市の各部課、出張所、消防団、市医師会に伝達するとともに、市教育委員会及び子ども家庭部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育園等に伝達する。</p> <p>2 一般住民に対しては、防災行政無線及び昭島警察署、昭島消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p> <p>3 勤務時間外における伝達態勢は、都夜間防災本部を通じて行われる。この場合、警備員から防災安全課長及び危機管理担当部長を通じて市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。</p>
昭島警察署	<p>1 昭島警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び交番等へ伝達する。</p> <p>2 昭島警察署は、警戒宣言が発令された時点でサイレン設備のある車両は、サイレン吹鳴による防災信号（1回のパターン～サイレン45秒、休止15秒、サイレン45秒、休止15秒、サイレン45秒）を1回以上吹聴することにより警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p>
昭島消防署	<p>1 昭島消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び各消防出張所へ伝達する。</p> <p>2 昭島消防署は、市に協力し、消防車等のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。</p>
市医師会	市医師会は、都医師会又は市から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。
市歯科医師会	市歯科医師会は、都歯科医師会又は市から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。
その他の 防災機関	都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等を受けた時は、直ちにその旨を部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。

(3) 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



第5章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 東京での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳など、様々な社会的混乱が考えられる。これらに対処するため、市及び防災関係機関は、テレビ・ラジオ等による広報のほか、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 市の広報

- ア 広報項目
 - (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
 - (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供との確かつ冷静な対応の呼びかけ
 - (ウ) 防災措置の呼びかけ
 - (エ) 市民及び事業所の取るべき防災措置
 - a 火の注意 b 水のくみおき c 家具類の転倒・落下・移動防止等
 - (オ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- イ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車及び自主防災組織等を通じて広報活動を行うものとする。

(2) その他の防災関係機関の広報

- ア 広報項目

市民及び施設利用者に対する広報項目は、市の広報に準じて行うものとする。

 - (ア) 市民及び施設利用者に対する警戒宣言の内容の周知徹底
 - (イ) 各防災機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請
- イ 広報の実施方法
 - (ア) 各防災機関は広報責任者、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達方法を具体的に定めておく。
 - (イ) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動搖、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
 - (ウ) 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
 - (エ) 広報文はあらかじめ定めておく。

(3) 緊急対応

現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに情報を速やかに市民等へ連絡するものとする。

第3節 消防対策及び危険物対策

1 消防対策

(1) 活動内容

昭島消防署は、注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下にあり、次の対策をとる。

ア 震災態勢

(ア) 情報収集体制の強化

(イ) 震災対策資器材の準備

イ 震災非常配備態勢

主に次の対策をとる。

(ア) 全職員の非常招集

(イ) 活動部隊の編成

(ウ) 昭島市災害対策本部への職員の派遣

(エ) 救急医療情報の収集体制の強化

(オ) 救急・救助資器材の確保

(カ) 情報受信体制の強化

(キ) 高所見張員の派遣

(ク) 出火防止、初期消火等の広報の準備

(ケ) その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 市民に対する呼びかけ

事項	内容
情報の把握	テレビ、ラジオや警察、消防、市からの情報に注意
出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置

(3) 事業所に対する呼びかけ

事項	内容
防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
情報の収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保

第5章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

営業の継続・停止 及び従業員の退社等	1 不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2 近距離通勤者に対する徒歩帰宅の指示 3 その他消防計画等に定める事項の徹底
出火防止及び 初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確立
危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 危険物対策

(1) 石油類等危険物の取扱い施設

所管機関	内 容
昭島消防署	予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、次の措置について実施するよう指導する。 1 操業の制限、停止 2 流出拡散防止資器材等の点検、配置 3 緊急遮断装置の点検、確認 4 火気使用の制限又は禁止 5 消火設備等の点検、確認

(2) 化学薬品等取扱い施設

所管機関	内 容
昭島消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画による対応を図るよう指導するほか、次の措置を実施するよう指導する。 1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止装置 3 化学薬品等の取扱いの中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検、確認等

(3) 危険物輸送

所管機関	内 容
昭島警察署	1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い、保管及び運搬の抑制についての協力要請 2 危険物施設等対策班による危険物関係情報の収集及び関係施設の視察

昭島消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し、次の措置を実施するよう指導する。 1 出荷、受入れを制限するか又は停止 2 輸送途上における遵守事項の徹底
-------	---

第4節 警備対策及び交通対策

1 警備対策

機 関	内 容
昭島警察署	<p>1 警備部隊の編成 警備部隊の編成は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警視庁本部部隊 (2) 機動隊 (3) 警察署部隊</p> <p>2 警備部隊の配置 混乱の恐れのある駅、ターミナル、主要交差点等の実態を考慮し、必要により部隊を要点等に配備する。</p>

2 交通対策

(1) 交通対策の基本的方針

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急輸送の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基 本 方 針	<p>1 都内方向への車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両は、できる限り制限する。 3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。</p>
---------	--

(2) 運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

ア 走行中の運転者のとるべき措置

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知った時は、慌てることなく低速度で走行する。
- (イ) カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
- (ウ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。
- (エ) バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って安全な方法で走行する。
- (オ) 危険物等を運搬中の車両は、法令で定められている安全対策を速やかに実行する。
- (カ) 現場警察官の指示に従う。

イ 駐車中の運転者のとるべき措置

- (ア) 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。
- (イ) 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空き地等に移動する。やむを得ずそのまま道路

上に継続して駐車する時は、道路左側に寄せエンジンを切る。この場合エンジンキーは付けたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。

(ウ) 車両による避難の禁止

警戒宣言発令後は、避難のために車両は使用しない。

（エ）交通規制

警戒宣言が発令された場合は、国道16号線について必要に応じて車両の通行を制限する。

（オ）交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点などに配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

（オ）緊急通行車両等の確認等

緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

3 道路管理者のとるべき措置

機関	内 容
建設事務所 北多摩北部	<p>1 危険箇所の点検</p> <p>警戒宣言が発せられた時には、避難道路、緊急道路障害物除去路線などを重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策</p> <p>緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>
市	<p>1 危険箇所の点検</p> <p>警戒宣言が発せられた時には、関係機関と連絡を保ち、避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策</p> <p>緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>
事務所 相武国道	<p>管理する国道16号については次のような措置をとる。</p> <p>1 警戒宣言が発せられた時には、道路パトロール等により災害の発生するおそれのある箇所等の道路状況の把握に努める。なお、道路法に基づく占用物件についても同様の措置を講ずるよう、その管理者を指導するものとする。</p> <p>2 地震発生の危険にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強落下防止等の保全処置に努めるものとする。</p>

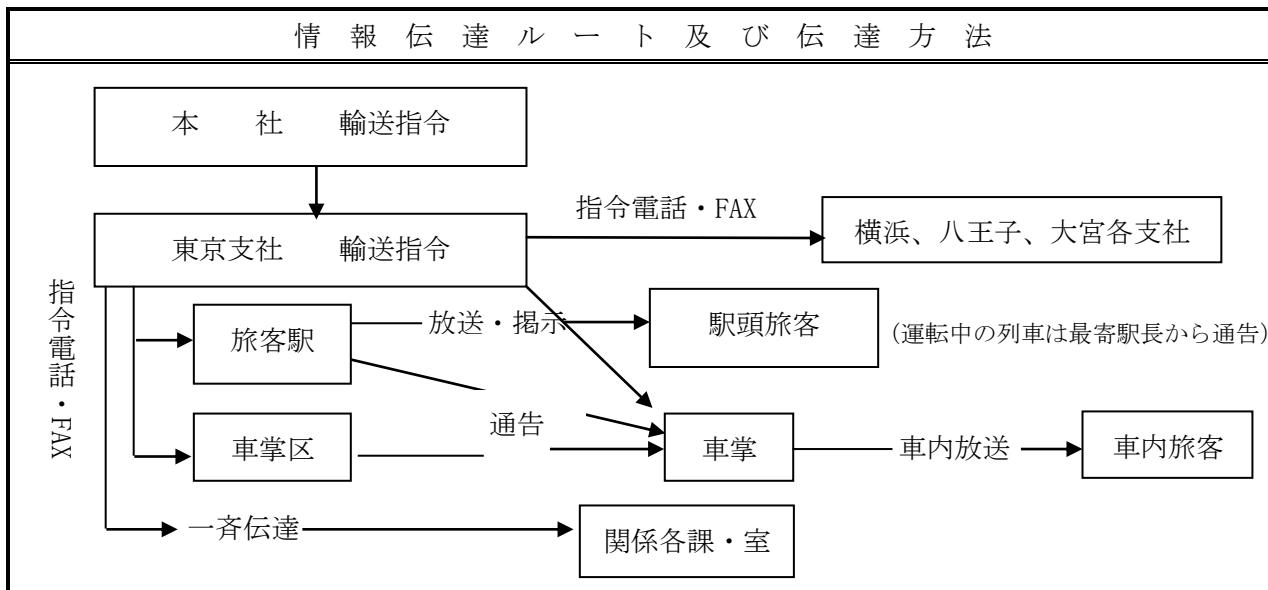
第5節 公共輸送対策

1 鉄道対策

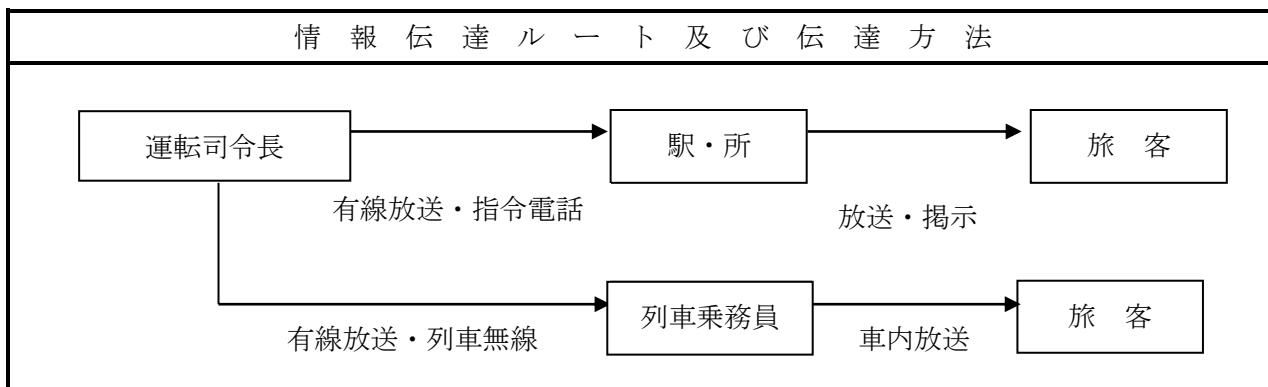
(1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された時には、各鉄道機関は、あらかじめ定めたルートで、無線、電話、放送等により列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

ア J R 東日本



イ 西武鉄道



(2) 列車運行措置

ア J R 東日本

(ア) 地震防災対策強化地域外周部における線区((イ)に記載する線区を除く。)は、徐行を行い列車の運転を行う。

(イ) 地震対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の都合又は落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。

- a 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間
- b 中央本線 高尾～上野原駅間

c 青梅線 青梅～奥多摩駅間

d 相模線 橋本～厚木駅間

イ 西武鉄道

(ア) 運行方針

防災関係機関、報道機関及びJR各社との協力の下に、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。

(イ) 運行措置

警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降
情報の内容に応じて、運行計画を決定する。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想され、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機 関	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の歩帰宅等の広報を行う。 警戒宣言時、鉄道機関及び警視庁からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の歩帰宅を呼びかける。
JR東日本 西武鉄道	<ol style="list-style-type: none"> 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力について広報を行う。 警戒宣言時、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の歩帰宅の呼びかけを行う。 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、次の対応措置を講ずる。

第5章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

機 門	内 容
J R 東日本 西武鉄道	<p>1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</p> <p>3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。</p> <p>4 状況により、警察官の応援を要請</p> <p>5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止</p>

(5) 主要駅での警備

昭島警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱の発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関、市、昭島警察署及び昭島消防署等は、一致協力して、(1)から(5)までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼす恐れが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

2 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知った時は、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 閔	内 容
東京バス協会	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針</p> <p>防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>ア 警戒宣言が発せられた時は、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p> <p>イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。</p> <p>ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。</p> <p>エ 警戒宣言発令の翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は運行を中止する場合がある。</p> <p>2 貸切バス</p> <p>貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>

都 個 人 タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。
-----------------	--

(3) 混乱防止措置

ア 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、昭島警察署、昭島消防署、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

イ バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第6節 学校、病院、福祉施設対策

1 学校（幼稚園、小・中学校、高等学校等）

(1) 在校時

- ア 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。
- イ 警戒宣言が発せられた場合は、児童生徒等を計画に従って帰宅させる。
- ウ 帰宅にあたって、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者等」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者等に引き渡すまでは、学校（園）において安全を確保する。
- エ 中・高等学校生徒については、個々に、帰宅経路手段（徒步、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。
- オ 高等学校生徒等で遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
- カ 高等学校生徒等の帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他のによる混乱に巻き込まれることがないよう、下校計画に従って必要な措置をとる。
- キ 盲・ろう・養護学校の児童生徒等については、保護者等に引き渡し、引取りのない者についての学校での保護は、幼稚園、小学校と同様とする。
- ス クールバスを使用している児童生徒等については、保護者等に、事前に指定してある地点で引き渡す。
- ク 盲・ろう・養護学校においては、児童・生徒等の通学範囲、障害の状態、寄宿舎生及び残留児童生徒等の収容、スクールバス使用の是非等、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。
- その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障害により帰宅所要時間が長時間となるため、判定会議招集段階で、各学校から保護者等に引渡しの緊急連絡を行う。
- ケ 小・中学校特別支援学級についての措置は、盲・ろう・養護学校に準じて措置するよう指導する。

(2) 校外指導時

- ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。
- また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者等への周知を図る。
- イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童生徒等を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難するなど、適宜の措置をとる。
- 強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。市教育委員会への報告、保護者等への連絡はアと同様の措置をとる。

(3) 学校（園）におけるその他の対応策

- ア 児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- イ 学校（園）に残留し保護する児童生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備するか又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- ウ 残留する児童生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- エ 残留する児童生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、市教育委員会又は所轄庁へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。
- イ 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

(5) 児童・生徒等に対する伝達と指導

学校（園）は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論ができるまでの間に、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後又は地震後の授業（保育）の再開等について説明し、児童・生徒等の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校（園）計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(6) 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者等への周知

判定会招集が報道されると、幼児・児童の保護者等が直ちに引取りに来校（園）する事態が予想される。

学校（園）においては、判定会招集時は授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとることとしている。したがって、学校（園）は平素から、保護者等に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具類の転倒・落下・移動防止など、地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引き取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者等が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨時の措置をとる。

(7) その他

強化地域からの通学者については、あらかじめ定めた都内の寄宿先に帰宅させる。なお、寄宿先のない者については、学校において保護する。

2 病院、診療所

(1) 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

第5章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

機関別の対応は、次のとおりである。

機 関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
市 医 師 会	医療機関の状況に応じ 可能な限り、平常どおり 診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望 する者には、担当医師の判 断により許可を与える。	医師の判断により、 変更可能な手術、検査 は延期する。
市歯科医師会	医療機関の状況に応じ 可能な限り、平常どおり 診療を行う。		医師の判断により、 変更可能な手術、検査 は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- ア 建物、設備の点検・防災措置
- イ 危険物の点検・防災措置
- ウ 落下物の防止措置
- エ 非常用設備、備品の点検及び確保
- オ 職員の分担事務の確認
- カ 備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ、適宜伝達する。

3 社会福祉施設等

(1) 保育所、通所施設

- ア 園児（生）の扱い
 - (ア) 園児（生）は、名簿を確認の上、保護者等に引き渡す。
なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者等において保護するよう依頼する。
 - (イ) 引取りのない者は、園において保護する。
 - (ウ) 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護する。

イ 防災措置

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) ライフラインの確認
- (ウ) 落下、倒壊等の危険個所の確認及び防止
- (エ) 飲料水の確保及び食料、ミルク等の確認
- (オ) 医薬品の確保

ウ その他

- (ア) 園児（生）の引取りについては事前に十分な打合せをする。
- (イ) 利用者等の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。
- (ウ) 職員、園児（生）、保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

入所者は、施設内で保護する。このため施設は、次の措置をとる。

- ア 施設設備の点検
- イ ライフラインの確認
- ウ 落下、倒壊等の危険個所の確認及び防止
- エ 飲料水、食料等の確保
- オ 医薬品の確保
- カ 入所者の家族等に対する連絡手段の確保
- キ 入所者、保護者等に対し、施設側の対応方法の周知
- ク 関係機関との緊密な連絡・連携

第7節 不特定多数の者が集まる施設の対策

不特定多数の者が集まる商業施設等については、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を行う。

1 昭島消防署

昭島消防署は、施設に対し次の項目について指導する。

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急業務に必要な資材の準備
- (5) 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な指導

2 市

市有各施設は次のとおり対応する。

- (1) 団体が利用している場合は、警戒宣言が発せられると同時に主催責任者と協議のうえ閉館する。
- (2) 施設利用者に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。
- (3) 職員の役割分担を行い、施設設備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。

第8節 電話、通信対策

1 輻輳等の防止措置

機関	区分	内容
NTT東日本	電話	<p>防災関係機関等の情報連絡及び市民等による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。</p> <p>この場合には、防災関係機関等の重要通話の優先確保とともに、一般通話を可能な限り確保することを基本に、次のとおり必要な措置を行う。</p> <p>1 確保する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 公衆電話からの通話 (3) 非常・緊急扱い通話（交換手扱いの通話） (4) 災害伝言ダイヤル等の提供準備 <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 一般電報の発信及び電話による配達 (3) 営業窓口 (4) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応

2 広報措置の実施

機関	内 容
NTT東日本	<p>1 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページ掲載等により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</p> <p>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</p> <p>(2) 電報の受付及び配達状況</p> <p>(3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</p> <p>(4) 営業窓口における業務実施状況</p> <p>(5) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。）</p> <p>(6) その他必要とする事項</p> <p>2 前項の広報をするに当たり必要に応じ報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</p>

3 防災措置の実施

機関	内 容
NTT東日本	<p>警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</p> <p>1 警戒宣言等情報の伝達と周知</p> <p>2 情報連絡室又は地震災害警戒本部の設置</p> <p>3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達</p> <p>4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備</p> <p>5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）</p> <p>6 グループ会社等の応援に関する確認と手配</p> <p>7 電気通信設備等の巡視点検</p> <p>8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置</p> <p>9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等</p>

第9節 電気、ガス、上水道、下水道対策

1 電 気【東京電力グループ】

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員、資機材の点検確保

ア 要員の確保

非常災害対策立川支部対策要員は、注意情報又は警戒宣言が発せられたときは、速やかに立川支社へ参集する。

なお、すべての事業所は、非常態勢を発令する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、立川支部は、工具、車両、発電車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資器材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられた場合は、地震予知情報に基づき、電力施設等に関する次に掲げる予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険性にかんがみ、作業上の安全に十分考慮する。

ア 特別巡視及び特別点検等

地震予知情報に基づき、電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、N T T、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設等については、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急安全措置を実施する。

2 ガス【昭島ガス】

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造、供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る全社体制を確立する。

(2) 人員、資器材の点検確保

ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日においては、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

イ 資器材の点検確保

保安通信設備の健全性確認、並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保、並びに復旧工事用資器材の点検整備を行う。

(3) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

ア 広報の内容

第5章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

- (ア) 一般需要家に対して
 - a 緊急時におけるガス栓の閉止
 - b 警戒宣言時のガス供給の継続
 - c 強震時におけるガスの供給停止
 - d ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等
 - (a) 不使用ガス栓の閉止の確認
 - (b) 地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止
 - (c) 供給停止後のガス使用の禁止
 - (d) 供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作
- (イ) 特定需要家に対して
 - a ガス機器の使用の抑制依頼
 - b 地震発生時の遮断バルブによる、ガス供給遮断の要請
- イ 広報の方法
 - (ア) 広報車等により、広報案内を直接需要者に呼びかける。
 - (イ) テレビ・ラジオ等の機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- (4) 施設等の保安措置
 - ア 緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
 - イ 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
 - ウ 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講ずる。

3 上水道

警戒宣言が発せられた場合、市は、上水道を平常どおり供給する。また、地震の発災に備えて飲料水を確保するなど、次の内容の広報を行う。

- (1) 当座の飲料水のポリタンクやペットボトル等によるくみ置き及び浴槽などの利用によるトイレ用等生活用水確保の要請を行う。
- (2) 沢み置き等の水は新しい水に沢みかえるなど、飲料水の水質に注意を喚起する。
- (3) くみ置き水容器の転倒防止対策等を行う。

広報の方法は、防災行政無線、広報車等を利用する。また、市内にある指定給水装置工事事業者の店頭に広報文の掲示を依頼する。

4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、市は、施設等の保安措置として次のとおり対処する。

- (1) 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、管渠施設についての巡視、点検の強化及び整備を行う。
- (2) 工事を即時中断し、現場の保安体制を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

第10節 生活物資対策

市は、警戒宣言が発せられた場合は、食料及び生活必需品を取り扱う百貨店、スーパー・マーケット、小売店、生活協同組合等にできるだけ営業を継続するよう、売り惜しみをしないよう、また、市民に対しては、買占め、買急ぎ等しないよう、広報車、無線放送等により呼びかけを行う。

第11節 金融対策

市は、警戒宣言が発せられた場合は、金融機関及び郵便局はできるだけ窓口業務を確保するよう、また、市民に対しては、金融機関、郵便局の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを無線放送、メール配信サービス等により呼びかけを行う。

なお、金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮し、店頭の顧客に対しては警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、周知することとしている。

また、市税の対応措置は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- 2 警戒宣言発令中において、市の全部又は一部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。都税については、市税と同様な対応措置をとることとしている。

第12節 救援・救護対策

1 給水態勢

市水道部は警戒宣言が発せられた場合、市本部との情報連絡並びに施設の保安点検強化及び応急資器材等の点検整備を行うとともに、応急給水に備える。

2 食料等の配布態勢

(1) 配布態勢

市本部は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うための態勢をとる。

(2) 運搬計画

ア 市本部は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請する。

イ 市本部は、調達困難な食品、副食品及び生活必需品を都に要請する場合に備え、物資集積地を準備し、避難所等へ輸送できる態勢をとる。

(3) その他

市本部は、即時調達態勢を確保するため、商工団体等に物資の供給ができる態勢を整えるよう依頼する。

3 医療救護態勢

機関別の対応は、次のとおりとする。

機 関	内 容
市	市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会及び薬業会に対する、医療救護班の編成、応急医薬品の確保及び供給態勢の要請
市 医 師 会	医療救護班の編成準備
市 歯 科 医 師 会	
市 薬 剤 師 会	

4 輸送車両の確保

機関別の対応は、次のとおりとする。

機 関	内 容
日 本 通 運 株	要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し、車両の調達準備をする。
東京都 トラック 協 会 多 摩 支 部	要請に応じ、あらかじめ定められた方法により車両の調達準備をする。

5 その他

陸上自衛隊東部方面隊は災害派遣準備を推進するとともに、都内各駐屯地指令等は自衛隊の管理する施設等について震災防災応急措置を講じ、即応態勢を確立する。

第6章 市民、地域及び事業所等のとるべき措置

「東海地震」が発生した場合、東京は震度5（強～弱）程度のゆれになると予想されている。震度5の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、ブロック塀や自動販売機等の倒壊、落下物、家具類の転倒・落下・移動などによる被害が生じるものと予想される。また、警戒宣言及び地震予知情報等の発表による社会的混乱により、人が多く集まる場所では人的被害が発生するおそれも考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、万全の措置を講ずるものであるが、被害及び混乱を防止するため、市民、地域及び事業所においても十分な備えをする必要がある。

本章においては、市民、地域（自主防災組織等）及び事業所が、警戒宣言が発せられた時にとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法について確認しておく。
- (2) 消火器具など、防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。また、窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部について安全対策を図っておく。
- (5) 飲料水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食料3日分程度の備蓄並びに医薬品・携帯ラジオなど、非常持出用品の準備をしておく。また、地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などを、あらかじめ決めておく。
 - イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、安否確認方法など警戒宣言発令時の行動を家族とよく相談してておく。
- (7) 都・区市町村・消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 避難行動要支援者がいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えがない限り、市が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

2 注意情報等発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など、行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の使用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられた時から発災まで

(1) 情報の把握

- ア 市及び防災関係機関の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
- イ 都・市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
- ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせあう。

(2) 火気使用の注意

- ア ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
- イ ガスマーターコックの位置を確認する。（避難するときは、ガスマーターコック及び元栓を閉じる。）
- ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難する時は、ブレーカーを遮断する。）
- エ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
- オ 危険物類の安全防護措置を点検する。

(3) 水の確保

消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに浴槽等に水を溜めておく。

(4) 家具類の転倒・落下・移動防止

テレビや家具の転倒・落下・移動防止金具を確認し、棚の上の重い物を下ろす。

(5) ブロック塀等の点検、安全確保

ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。

(6) 窓ガラス等の落下防止

- ア 窓ガラスに荷造りテープを貼る。
- イ ベランダの植木鉢等を片付ける。

(7) 飲料水の確保

飲料水、生活用水等の汲み置きをする。

(8) 非常持出し品の確認

食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。

（非常持出品の準備）

(9) 服装の確認

防炎素材で、なるべく動きやすい服装にする。

(10) 電話使用の自粛

電話の使用を自粛する。特に、市や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。

(11) 自動車使用の自粛

自家用車の使用を自粛する。

- ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
- イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空き地や駐車場に移す。
- ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行した後は使わない。

(12) 幼児・児童の行動注意

第6章 市民、地域及び事業所等のとるべき措置

付編 南海トラフ地震等防災対策

- ア 幼児・児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようする。
- イ 幼児・児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて引き取りにいく。

(13) 外出等の自粛

冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

(14) エレベーター使用禁止

エレベーターの使用は避ける。

(15) 近隣相互間の防災対策の再確認

(16) 不要な預貯金の引出し自粛

(17) 買い急ぎをしない。

第2節 地域（自主防災組織等）のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ア 市及び防災関係機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - イ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など、各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- (7) 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2 注意情報等発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられた時から発災まで

- (1) 市及び防災関係機関からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 自主防災組織等の本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- (3) 地区内住民にとるべき措置を呼びかける。
- (4) 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 要配慮者への安全に配慮する。
- (7) がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

1 平常時

- (1) 消防計画、事業所防災計画等を作成する。
- (2) 従業員等に対する防災教育を実施する。
- (3) 自衛消防訓練を実施する。
- (4) 情報の収集・伝達体制を確立する。
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策を実施する。
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄を行う。

2 注意情報等発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられた時から発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
- (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようとする。特に要配慮者の安全に留意する。
- (4) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については原則として営業を継続する。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を講じる。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水を含む。)等の保安措置を講じる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、移動、破損防止措置を講じる。
- (8) 不要不急の電話(携帯電話を含む)の使用は中止するとともに、特に都・市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶解作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業員

数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあっては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。